

はあとふる



Info. 17

今回は「特別支援学級」についてお伝えします。

特別支援学級は、「教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする」（学校教育法第81条）とあります。

特別支援学級の対象となる障がいの種類は、下の表の通りです。教育課程については、児童生徒の障がいの種類や程度、学級の実態に応じて編成していくことになります。

特別支援学級対象の障がいの種類

	特別支援 学級	特別支援 学校
知的障がい	○	○
言語障がい	○	×
自閉症・情緒障がい	○	×
視覚障がい（弱視）	○	○
聴覚障がい（難聴）	○	○
LD	×	×
ADHD	×	×
肢体不自由	○	○
病弱及び身体虚弱	○	○

教育課程

知的障がいのない児童生徒の学級の場合

- ① 学年相応の教科等＋自立活動
- ② 学年相応の教科等＋下学年の教科等＋自立活動
- ③ 下学年の教科等＋自立活動

知的障がいのある児童生徒の学級の場合

- ① 学年相応の教科等＋下学年の教科等＋自立活動
- ② 下学年の教科等＋自立活動
- ③ 知的障がい特別支援学校各教科等＋自立活動

交流及び共同学習について

時数



- ・ 授業時数の半数以下が適当。
- ・ 児童生徒一人一人の実態に応じて設定できる。
- ・ 一人一人の学びの充実を図ることができる時数を設定する。

交流及び共同学習に消極的なとき



- ・ 児童生徒の話を傾聴する。
- ・ 背景や要因を探る。
- ・ 通常学級の担任や支援員と話し合い、学習環境を調整する。

「交流」のみに重点が置かれるのではなく、個別の指導計画に基づく指導目標が達成できるようにします。



※参考※ 文部科学省

学習指導要領自立活動編（幼稚園・小学部・中学部）（H30）

「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）」（R4）

福島県教育委員会

「特別支援学校にかかわる就学事務の手引き～早期からの一貫した支援のために～」（H26）

福島県特別支援教育センター「コーディネートハンドブック 2020年版」

「共生社会の形成に向けた共に学ぶ授業の充実～通常の学級と特別支援学級の交流及び共同学習～」（R5.3）